

# 神戸フィッシャリーナ施設運営等事業

## 事業契約書（案）

神戸市（以下「本市」という。）と〇〇〇〇〇（以下「事業者」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく「神戸フィッシャリーナ施設運営等事業」（以下「本事業」という。）に関する事項について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第 1 章 事業の目的

（目的）

第 1 条 本契約は、本市及び事業者が相互に協力し、下記水面に設置されているプレジャーボート係留施設（名称：神戸フィッシャリーナ。以下「本施設」という。）に関する本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

## 記

所在地：神戸市垂水区海岸通12番地の一部及び地先  
面積：9, 293㎡

（施設の設置目的及び事業の趣旨の尊重）

第 2 条 事業者は、本施設が神戸フィッシャリーナ条例（以下、「条例」という。）第 1 条に定める目的及び趣旨に基づいて設置されたものであることを十分に理解・尊重し、本業務の実施にあたってはその目的及び趣旨の実現に努めなければならない。

## 第 2 章 事業の概要と範囲

（業務）

第 3 条 事業者は、本市が定めた募集要項及び質問回答書（以下、「募集要項等」という。）、事業者が本市に提出した応募提案書類及び事業者が本契約締結までに追加提出した一切の資料（以下、「事業提案」という。）並びに本契約に定めるところに従い、善良な管理者の注意義務に基づいて、本施設の改修・維持管理及び運営を行うものとする。

（事業期間）

第 4 条 本事業期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 24 年 3 月 31 日までとし、事業者の都合により中途解約することはできないものとする。ただし、本契約終了後の本施設の撤去に要する期間は、本事業期間に含まない。

2 本事業の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（事業の枠組）

第 5 条 事業者は、本施設を、令和 4 年 4 月 1 日に取得し、同日に、本市に無償で貸与するものとする。

2 本市は、前項により貸与された本施設の改修・維持管理及び運営を、事業者に委託するものとする。

3 事業者は、前項の委託に基づいて、本施設の改修（撤去を含む）・維持管理及び運営を行うものとする。

- 4 本市は、前項による委託業務実施の対価として、事業者に対し、本施設の改修・維持管理及び運営に関する費用(以下「施設管理料」という。)を、第8条に基づき、本市に対して条例第3条第1項及び第5条第1項による許可を受けた使用者(以下「使用者」という。)から現実に納付された使用料を上限として、事業者を支払うものとする。
- 5 事業者は、本事業を行うため、漁港漁場整備法第39条に基づいて、水面の占用について本市の許可を得るとともに、漁港漁場整備法第39条の5の規定による土砂採取料等条例に基づいて、本市に対して水面占用料を支払わなければならない。
- 6 事業者は、管理事務所とするため、本市有建物について、原則毎年度、行政財産の目的外使用について本市の許可を得て使用することができる。この場合、事業者は、本市に対して使用料を支払わなければならない。
- 7 事業者は、本事業の期間満了後3か月以内に、事業者の費用で本施設を撤去し、本施設に係留している船舶を本施設の区域外に移動させなければならない。

(使用者の募集・受付・許可書の交付)

- 第6条 事業者は、本施設の係留施設の使用者の募集活動を行い、使用希望者からの問い合わせに対応するものとする。
- 2 事業者は、神戸フィッシャリーナ条例施行規則(以下「規則」という。)第2条第1項の使用申請書及び使用変更申請書並びに規則第5条第1項の行為申請書が提出されたときは、それらを受領し、本市に送付するものとする。
  - 3 本市は、前項により送付された申請書に基づいて許可を行ったときは、事業者に許可書を送付し、事業者は、その許可書を申請者に交付するものとする。

(使用料の徴収等)

- 第7条 本市は、事業者に対し、本施設内の係留施設の使用人からの条例に基づく使用料の徴収の事務を事業者委託する。
- 2 事業者は、使用者から使用料を収納したときは、納入者に領収書を交付しなければならない。ただし、銀行振込によって収納したときは、この限りではない。
  - 3 事業者は、使用者から使用料を収納したときは、その経理を明らかにするとともに、収納金は、予め本市に届け出た専用口座(預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金)に、日々(金融機関の休業日のときは翌営業日)入金しなければならない。使用料収入は、月末で集計し、本市指定の日までに、本市が発行する納付書により、本市が指定する金融機関に払い込まなければならない。
  - 4 本市は、前項の使用料の取り扱いに関して必要があると認めるときは、事業者に対し、いつでも検査・監督・指示を行い、また資料の提出を求めることができるものとする。
  - 5 事業者は、使用料の滞納者に対し納付の催促を行わなければならない。滞納者に対する使用料の徴収方法及びこの場合の施設管理料の取扱いは、本市と事業者の協議の上で別途定めるものとする。
  - 6 事業者は、使用料を返還すべき特別の理由が生じたとき、本市にその旨を報告し、本市が使用料の返還を承諾したときは、その返還の事務手続を行うものとする。

(施設管理料)

第8条 本市は、施設管理料として、事業者に対し、使用者から現実に納付された使用料を上限として、以下の算出内容による金額を、事業者の請求に基づき、以下の支払期限までに支払うものとする。

区分	支払期限	算出内容
前期	5月末日	当事業年度の4月1日から4月30日までに使用者から現実に納付された使用料のうち、第1期(4月)の前納分として受取った合計の90パーセント相当額を概算払いする。
後期	10月末日	当事業年度の4月1日から9月30日までに使用者から現実に納付された使用料合計額の90パーセント相当額から前期に支払った金額を除いた額を概算払いする。
精算	翌事業年度の4月末日	当事業年度の4月1日から翌年3月末日までに使用者から現実に納付された使用料合計額から前期及び後期に支払った金額を除いた額を、本市の年度末の履行確認後に精算のうえ支払う。

(施設管理料の改定)

第9条 本市及び事業者は、本事業開始2年後、その後5年ごとに、施設管理料の改定について協議することができる。

- 2 本市及び事業者は、前項にかかわらず、事業期間内に、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが発生したとき又は国の法令等が変更される等により施設管理費用が著しく不相当となったときは、施設管理料の改定について協議することができる。

(委託等の制限)

第10条 事業者は、本事業の執行にあたり業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者は、本市の書面による事前の承諾を得た場合は、第7条に規定する使用料の徴収等事務を除く業務の一部に限り、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

- 2 前項ただし書きの場合において、事業者は、第三者との間で締結した契約書の写しその他本市が必要と認める資料を本市に提出しなければならない。
- 3 事業者が業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、すべて事業者の責任及び費用において行うものとし、業務に関して事業者が使用する第三者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、事業者の責に帰すべき事由により生じた損害及び費用とみなして、事業者が負担するものとする。

(損害の賠償)

第11条 事業者は、本事業の実施に関し、本契約に定める義務を怠ったことにより、本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

- 2 本市及び事業者の責に帰さない事由により、第三者に損害を与えたときは、本市及び事業者協議の上、その対応を行うものとする。

(資金調達)

第12条 本事業に要する資金の調達は、すべて事業者の責任において行うものとする。

(許認可、届出等)

第13条 事業者は、本契約上の義務を履行するために必要な許認可又は届出について、事業者の責任において、本契約の履行上必要とする時まで許認可を取得し、又は届出を行い、本契約終了時又は本契約の履行上当該許認可又は届出を必要としないこととなる時まで、これらを保持しなければならない。

2 本市及び事業者は、相手方からの要請がある場合は、本市又は事業者による許認可取得、届出、その保持等に必要な資料の提出その他について協力しなければならない。

(保険の加入)

第14条 事業者は、本事業の遂行にあたり、必要に応じ工事保険及び請負業者賠償責任保険等の保険を付保するものとする。

2 事業者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券の写しを直ちに本市に提出して報告しなければならない。

(情報公開)

第15条 事業者は、本契約による業務に関して保有する情報の公開について、本市の指示に基づき、必要な措置を講じなければならない。

### 第3章 業務の引継ぎ等

(現行事業者からの引継ぎ)

第16条 事業者は、本契約の締結後速やかに、現行事業者から、事業者が募集要項等記載の本業務その他これに付随する業務の遂行のために本施設を継続使用できるよう、本業務に関して必要な事項の説明を受け、かつ、現行事業者が用いた又は作成した改修・維持管理及び運営業務に関する資料について現行事業者から提供を受け、改修・維持管理及び運営業務について適切に引き継ぎを行う。

2 本市は、事業者が前項に定める引継ぎを現行事業者から受けられるよう、必要かつ可能な範囲で事業者に対して支援を行うものとする。

(準備行為)

第17条 事業者は、本事業期間開始日から確実に本施設の機能が十分発揮されるよう必要な体制を確保し、本事業期間開始日までに、自らの責任及び費用負担において必要な準備を行わなければならない。この場合、本市は必要かつ可能な範囲で事業者に対して支援を行うものとする。

2 事業者は、自らの責任及び費用負担において、本事業の業務計画書を本事業期間開始日の前までに、各年度の業務計画書を当該年度開始前に、それぞれ作成して本市に提出し、本市の承認を得るものとする。

3 事業者は、前項のほか、本事業期間開始日の前であっても、自らの責任及び費用負担において、本事業の円滑かつ適切な実施に必要な業務を実施するものとする。

4 事業者は、令和4年4月1日に現行事業者から現行施設を譲り受けることができるよう、同日までに現行事業者との間で必要な契約を締結するものとする。

(維持管理・運営開始の遅延)

第18条 本事業期間開始日に本市又は事業者の責に帰すべき事由により事業が開始されない場合、事業者が生じた増加費用については、事業者の責に帰すべき事由による場合は、事業者が負担するものとし、本市の責に帰すべき事由による場合は、本市に請求することができる。ただし、本事業開始の遅延が法令変更又は不可抗力に起因する場合には、第8章の規定に従う。

2 第三者の責に帰すべき事由により、本事業開始日に本事業が開始されない場合は、本市及び事業者は当該第三者への費用請求及び費用負担に関し必要な事項を定めるため協議するものとする。

#### 第4章 施設改修等業務

(施設改修等計画の作成・実施)

第19条 事業者は、募集要項等、事業提案及び本契約を満たす範囲内で、本施設が本事業期間内の使用に十分耐えられるよう留意して、自らの裁量及び責任において、施設改修等を計画するものとする。

2 事業者は、本契約の他、募集要項等に定めるところに従い、施設改修等業務を実施する上で必要となる本施設の改修・更新の必要性の有無に関する調査を実施するものとする。

3 事業者は、前項による調査の結果に基づいて、施設改修等業務開始までに、本施設の改修工事の内容及び実施時期を示した施設改修等計画を作成して本市に提出し、本市の承認を得るものとし、事業者は、当該計画に基づいて本施設の設計業務を行うものとする。

4 本施設の改修等を実施するために必要な一切の手段については、募集要項等、事業提案及び本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者がその責任において定める。

(施設改修等計画の変更)

第20条 事業者は、前条第3項により本市の承認を得た施設改修等計画を変更する必要がある場合は、本市と協議の上で変更を行わなければならない。

2 事業者が前項に基づき施設改修等計画の変更を行う場合の手続きについては、前条の規定を準用するものとする。

(模様替)

第21条 事業者は、本施設内の各バースの収容隻数を変更する場合は、施設改修等計画を変更し、本市の承認を得るものとする。

(施設撤去)

第22条 事業者は、本事業期間終了後、3か月以内に、自らの費用負担により本施設の撤去を行うものとする。

2 事業者は、本施設の利用者に対して施設撤去に係る事前の告知を行うとともに、必要に応じて利用者に対して代替する係留施設の斡旋・紹介、誘導等を行うなど、本事業期間終了までに本施設内全てのプレジャーボートを移動・撤退させ、円滑に撤去工事等が実施できるようにすること。

- 3 事業者は、本事業期間終了後に速やかに本施設を撤去することができるよう、事業期間終了2年前を目途に、本施設におけるプレジャーボートの移動・撤退及び撤去工事等に関する計画を作成し、本市の承認を得ること。
- 4 事業者は、撤去に要する費用について事業期間中に積立を行うなどして、必要な資金の手当てを行っておくものとする。
- 5 本事業においては事業期間終了後に本施設を撤去することを原則とするが、本市の方針として継続して事業実施等を行う可能性があり、本施設を撤去しない場合の事業終了時点の本施設の取り扱い、本市又は次期事業者への無償での譲渡を原則とし、事業期間終了3年前を目途に本市から予め事業者の方針を示し、取り扱いの詳細について協議・調整を実施する。

(報告)※

第23条 事業者は、本市に対し施設改修等業務について次の各号の事項を報告しなければならない。

- (1) 毎年度終了後速やかに、施設改修等計画に基づく事業実績
- (2) その他本市が求める必要な事項

## 第5章 施設維持管理及び施設運営業務

(実施マニュアルの作成・業務の実施)

第24条 事業者は、募集要項等、事業提案及び本契約を満たす範囲内で、自らの裁量及び責任において、本施設の維持管理及び運営業務の計画を策定するものとする。

2 事業者は、本事業期間開始日前までに、募集要項等、事業提案及び本契約の内容を満たす施設維持管理計画及び施設運営業務計画並びに施設維持管理及び施設運営業務の詳細を記載した実施マニュアル(以下「実施マニュアル」という。)を作成して本市に提出し、本市の承認を得なければならない。実施マニュアルには、災害及び非常時の対応を定めた緊急時対応計画書及び本施設の利用者が遵守すべき事項等を記載した利用規則を含むものとする。

3 本市は、実施マニュアルの承認の有無を事業者に書面により通知するものとする。

4 本市は、実施マニュアルの全部若しくは一部が募集要項等、事業提案及び本契約に照らし、変更が必要であると認めた場合は、前項の通知にその旨及びその理由を併記して事業者に通知するものとする。この場合、事業者は、実施マニュアルの内容につき、本市と協議の上で、その内容の変更を行わなければならない。

5 実施マニュアルの変更による増加費用は、事業者の負担とする。ただし、本市の責に帰すべき事由により実施マニュアルを変更する場合は、増加費用は本市の負担とする。

6 事業者は、第2項で本市の承認を得た実施マニュアルに基づいて、本施設の維持管理業務及び運営業務を実施しなければならない。

(近隣対策等)

第25条 事業者は、自らの責任及び費用において、本施設の施設維持管理及び施設運営業務に関して最大限の努力をもって近隣対策を実施するものとし、かかる近隣対策の実施について、本市は、事業者に対して必要な協力を行うものとする。

(報告)※

第 26 条 事業者は、本市に対し施設維持管理及び施設運營業務について次の各号に規定する報告をしなければならない。

- (1) 毎月 10 日までに、第 7 条の規定に基づき事業者が徴収した前月の使用料の実績及び前月の実施マニュアルに基づく事業実績
- (2) 毎年度終了後速やかに、実施マニュアルに基づく事業実績
- (3) 毎年度の事業者の決算後速やかに、事業者の決算及び決算監査報告(会計監査法人によるものに限る。)
- (4) その他本市が求める必要な事項

(モニタリング)

第 27 条 本市は、毎年度、自らの責任及び費用において、本施設の施設改修等業務及び施設維持管理業務、施設運営等業務に関して、要求水準書及び施設改修計画書、実施マニュアルに規定するサービスが提供されていることを確認するために、それらに記載のある項目について、モニタリングを実施するものとし、事業者はこれに協力するものとする。

- 2 本市は、前項に規定するモニタリングにおける説明要求、説明の実施及び立ち会いの実施、是正の請求等を理由として本事業の実施の全部又は一部について責任を負担するものではない。
- 3 本市は、本事業に関する一切の事項について、本事業期間中、事業者に対して説明を求めることができる。
- 4 本市は、第 1 項によるモニタリングの結果、事業者の本事業の履行が施設改修等計画及び実施マニュアル等又は本契約に合致していないと判断した場合は、合理的な理由を付して、書面により事業者に適切な処置をとることを要求することができる。

## 第 6 章 リスクの分担

(リスク分担)

第 28 条 本市及び事業者は、本事業に係るリスクについては、別紙リスク分担表のとおり分担するものとする。

## 第 7 章 契約の終了

(本市の解除権)

第 29 条 次の各号の一に該当する場合は、本市は、事業者との間で締結する本事業に関する一切の契約につき催告することなく解除することができる。ただし、解除の通知は、書面によらなければならない。

- (1) 事業者が本施設を本市に貸与できないとき
- (2) 事業者の責に帰すべき事由により、事業者が連続して 7 日以上又は 1 年の間において延べ 60 日以上、本事業を行わないとき又は放棄したとき
- (3) 事業者に係る破産、会社更生、会社整理、特別清算又は民事再生のいずれかの手段について、事業者の取締役会でその申立を決議したとき又はその申立がなされたとき
- (4) 事業者の責に帰すべき事由により、本契約の履行が不能と判断したとき
- (5) 前各号の他、事業者が本契約の条項に違反し、本市の催告にもかかわらず、違反が解消されないとき



(6) 事業者（共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

#### （事業者の解除権）

第 30 条 次の各号の一に該当する場合は、事業者は、書面により通知した上で、本市との間で締結する本事業に関する一切の契約を解除することができる。ただし、解除の通知は、書面によらなければならない。

(1) 本市が本契約に基づいて履行すべき支払債務について、事業者の本市に対する催告にもかかわらず、正当な理由なく支払期限後 30 日以内に履行しなかったとき

(2) 本市の責に帰すべき事由により、本契約の履行が不能と判断したとき

#### （合意解除）

第 31 条 本契約締結後に法令変更等が行われた場合又は事業者の責に帰すべき事由によることなく許認可等の効力が失われた場合において、本事業の継続が不能となったとき又は本事業の継続に当初事業計画と比較して過分の費用を要するなど事業自体の継続が著しく困難となったときは、本市及び事業者は、協議の上で本市と事業者間で締結する本事業に関する一切の契約について解除することができる。

#### （不可抗力による解除）

第 32 条 不可抗力による本施設の閉鎖等の事由が 60 日以上継続し、本契約を履行することができなくなったとき又は本契約の履行に当初計画と比較して過分の費用を要し、かつ、本市及び事業者の協議により本契約が変更されないときは、本市又は事業者は、本契約を解除することができる。

#### （本契約終了に際しての処置）

第 33 条 事業期間中に本契約が終了した場合は、本施設に係る事業者の所有に帰属する施設、設備、備品等の資産の処分等については、本市及び事業者は、協議の上、措置を決定するものとする。

## 第 8 章 法令変更、不可抗力

#### （法令等の変更）

第34条 法令等若しくは税制度の変更、追加により生じる本事業の費用の増加又は収入の減少

は、事業者が負担するものとする。

- 2 本契約締結日以降、法令変更により本事業の遂行が困難となった場合、事業者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに本市に対し通知しなければならない。
- 3 前項の通知があった場合、本市は、当該通知の内容について確認し、法令変更によって本事業の遂行が困難となったと認められたときは、事業者と対応方針について協議するものとする。
- 4 前項の協議により決定した措置を講じてもなお、本契約締結後に発生した法令変更により、本事業の継続が不能となったときは、本市及び事業者は、協議の上、本契約を解除することができる。
- 5 前項に基づき本市が本契約を解除した場合、本市は契約の解除に伴って生じた事業者の損失を賠償する義務等一切の補償義務を負わないものとする。この場合、本市は本施設に係る事業者の財産を本市の指定する第三者に譲渡させることができるものとし、譲渡に係る価格は、本事業で均等償却した場合の本契約解除時点における価格（ただし、財産の価値を勘案して明らかに不適切であると本市が認めた場合には本市及び事業者が協議の上、決定するものとする。）とする。
- 6 前項のほか、本市及び事業者は、別段の定めがある場合を除き、第4項の解除により生じた増加費用及び損害を相互に請求できないものとする。

（不可抗力）

- 第35条 本市及び事業者は、不可抗力により本契約の履行が不能となったとき又は不可抗力により本施設に重大な損害が発生した場合は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知するとともに、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 前項の場合、本市及び事業者は、本契約の条件の変更、追加費用の負担方法について協議を行うものとする。

## 第9章 その他

（関係法令等の遵守）

- 第36条 事業者は、本事業を行うにあたり、条例、規則及び本契約のほか、事業実施にあたり必要とされる関係法令等、並びに募集要項等及び事業提案、施設改修等計画書、実施マニュアルを遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

- 第37条 事業者は、事前に本市の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位及び本契約により生じる権利を第三者に譲渡又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならず、かつ、本契約上の地位及び本契約により生じる義務を第三者に継承させてはならない。

（税金）

- 第38条 本事業に関連して生じる租税は、すべて事業者の負担とする。

（秘密の保持）

第39条 事業者は、本業務執行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は契約を解除した後も、また、同様とする。

2 事業者は、使用者等の個人情報を取り扱うにあたり、神戸市個人情報保護条例第7条ないし第9条に定める実施機関の義務と同等の義務を負うものとする。

(準拠法)

第40条 本契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第41条 本契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(解釈)

第42条 事業者は、本市が本契約に基づき書類の受領、通知若しくは立ち会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、本事業のうち事業者の責任において行うべき事業の全部又は一部について、本市が責任を負担するものと解釈してはならない。

2 募集要項等及び事業提案と本契約との間に矛盾・抵触がある場合は、本契約が優先する。

(疑義についての協議)

第43条 本市及び事業者は、相互に誠意をもってこの契約を尊重履行するものとし、本契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に定めのない事項については、本市事業者協議の上、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、本市事業者それぞれ記名押印の上、各々その1通を保有する。

令和4年〇月〇日

本市 神戸市長

事業者 ○○○○○

別紙 リスク分担表

リスクの種類			No	リスクの内容	リスク分担			
					本市	事業者		
共通 リスク	制度変更 リスク	法令リスク	1	市の条例、規則の変更に関するリスク	○			
			2	上記以外の変更に関するリスク		○		
		税制変更 リスク	3	税制、税率の変更に関するリスク		○		
	経済 リスク	物価変動 リスク	4	提供するサービス料金に物価上昇率を反映させることに伴うリスク		○		
		金利変動 リスク	5	借入金利の変動に関するリスク		○		
	社会 リスク	住民・利用 問題 リスク	6	施設整備・更新に関する住民反対運動、訴訟等リスク	○	○		
			7	施設利用に関する苦情、訴訟に関するリスク		○		
		安全性及び 環境保全 リスク	8	施設維持管理・運営における安全性及び周辺環境の保全に関するリスク		○		
	パートナ ー リスク	パートナ ー リスク		事業パートナーの経験、能力不足等によるリスク		○		
	事業の中 止・延期 の リスク	事業の中 止・延期 の リスク		市の責任による事業の中止・延期に関するリスク	○			
			事業者の責任による事業の中止・延期に関するリスク		○			
			事業者の事業放棄・破綻に関するリスク		○			
			大規模な災害等、不可抗力による事業の中止・延期に関するリスク	○	○			
施設 の改 修 リ スク	設計 リスク	測量・調査・ 設計・計画 変更・遅延 リスク		測量・調査不足、設計の誤りに関するリスク		○		
				市の提示条件、指示誤りに関するリスク	○			
				市の責任ではない変更・遅延に関するリスク		○		
		資金調達 リスク		事業に関わる資金調達が不調となるリスク		○		
	施工・監 理 リ スク	工事遅延 リスク		市の責任に関係なく工事が遅延するリスク		○		
				市の責任に関係なく工事費が増大するリスク		○		
				性能 リスク		要求水準の不適合に関するリスク		○
				施設損傷 リスク		工事中の事故、火災、災害などに関するリスク		○
施設 の維 持	競合イン フラ リスク	競合イン フラ リスク		競合する施設の整備に伴うリスク		○		

持管 理・ 運 営 リ ス ク	マーケット リスク	需要予測リ スク		収容艇の需要予測に関するリスク		○
		使用料未払い リスク		利用者から使用料が支払われないリス ク	○	○
	運営管理リ スク	運営コストリ スク		施設の維持・監理コストの上昇、事故 などでの被害者への報償リスク		○
		施設損傷リ スク		管理中の事故、災害、火災などによる 施設の損害リスク		○
		オペレーショ ンリスク		提供するサービスの質の低下によるリ スク		○
		運営管理計画 リスク		市の責任による事業内容の変更に関す るリスク	○	
		不法係留のリ スク		不法係留する船舶の対応に関するリス ク	○	○
	潜在的瑕疵 リスク	潜在的瑕疵リ スク		市が整備した関連施設の潜在的な瑕疵 による修復費用のリスク	○	
	技術革新リ スク	陳腐化リスク		技術革新による施設、設備の陳腐化、 無用化、不効率化などのリスク		○